

## 平成31年度第1回都市計画公聴会の 公述人の意見に対する大阪府の考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対しての大阪府の考え方は、次のとおりです。

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再開発の方針の変更（二号再開発促進地区）の範囲の変更を求める。</li> <li>・枚方市駅前から府道京都守口線まで道路を拡張し、歩行者が枚方市駅改札口から病院や大学に直接陸橋で通行できるようにすれば、歩車が分離でき歩行者の安全と車の渋滞緩和にもつながると思う。</li> <li>・車と歩行者が分離出来る場所を確保するための区域の拡張を求める。</li> <li>・住民説明会（枚方市）が3月3,4日に行われたが、公述申出が3月4日から18日であり、地域住民がこの計画について十分に検討する時間がない。説明会資料も不足しており、もっと時間をかけて丁寧に説明する必要がある。</li> <li>・もう一度、住民説明会（枚方市）が3月26日に行われ、府営住宅の跡に、駐車場ができることが示された。3月3,4日の説明会の際に、このようなことが、示されなかったことに対して憤りを持っている。</li> <li>・都市計画では駅前交通広場・A街区商業・住宅となっているが、枚方市の市駅周辺再整備基本計画（案）では集合住宅や大きな駐車場が計画されている。</li> <li>・駅前広場が広くなり多くの車が入ってくることが予想されるが、駅から府道京都守口線に出る道路は広ならず狭くなるので、車の渋滞が予想される。</li> <li>・この計画が実施されると京街道は通過道路として利用されるので街道を利用した文化的行事ができない。古い建物も車の排気ガス等により被害を受ける。また、交通事故・交通渋滞、車の騒音、振動、排気ガスなどが増えて地域住民の健康や生活環境が脅かされる。</li> <li>・この都市計画にある区画道路の建設は天の川の堤防の法面を削って10m道路を建設する計画であり、法面を削って建設すると堤防の崩壊の危険性があるので計画の中止を求める。</li> <li>・以上何点か枚方市に対して、解決策や対策を求めている。枚方市から、地域住民に対して納得できる説明会が実施されるまで、都市計画の再開発方針の変更の延期を求めたい。</li> </ul>	<p>都市再開発の方針は、再開発の適切な誘導と計画的な推進を図ることを目的としており、地域の拠点のうち基盤施設が未整備で十分に都市機能が発揮されていない地区や土地の高度利用を図るべき地区において、高度利用や都市機能の更新を図るための取組方針を示すものであり、適切に設定していると考えています。</p> <p>また、大阪府決定である『東部大阪都市計画都市再開発の方針』の変更とあわせて、枚方市において市決定である第一種市街地再開発事業、地区計画、道路等の都市計画の案が策定されており、今回の公聴会のご意見について、枚方市と再度協議を行ったうえで、必要な手続きを進めてまいります。</p> <p>なお、都市計画公聴会の手続きについては、都市計画法第16条及び大阪府都市計画公聴会規則に基づき適切に行っております。</p>

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市周辺地区は、枚方市の中心拠点であるとともに、旧京街道の歴史的景観等が存在する静ひつな住環境が形成されている地区内住民の生活・居住空間でもある。</li> <li>・今回の都市再開発の方針の変更によって、枚方市駅周辺地区が「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区」に指定され、複合的商業施設等を拠点とした再開発が進められることにより、再開発地区への人・自動車の流出入が大幅に増加することが予想される。そのことによって、ただでさえ道幅が狭く、自動車のすれ違いが容易ではない旧京街道の交通量の増加による交通事故の発生、交通渋滞の発生、騒音・振動・排気ガスの増加などの問題が発生するとともに、住環境が脅かされることが懸念される。</li> <li>・十分な車両動線を整備しないままに、再開発を実施すると、この周辺の交通問題に対して事業者は責任を持たない。迷惑を受けるのは、周辺住民であり、これが現段階の計画である。</li> <li>・現時点では、都市再開発の方針の結果、地区内の住民の生活・居住環境にどのような悪影響が生じる恐れがあるのか、またそれに対してどのような対策をとるのか、枚方市からは全く説明がされていない。このような状態で都市再開発の方針を変更するのは拙速にすぎず、それらの説明のうえ、対策に地区内住民の合意が得られるまで変更を待つべきである。このまま、再開発事業を進めるということは、「周辺の市街地環境と調和をした安全で快適な都市環境、再整備、交通環境の改善や歩行者空間の確保」ということにつながるか。大阪府としての考えをお答えいただきたい。</li> </ul>	<p>都市再開発の方針は、再開発の適切な誘導と計画的な推進を図ることを目的としており、地域の拠点のうち基盤施設が未整備で十分に都市機能が発揮されていない地区や土地の高度利用を図るべき地区において、高度利用や都市機能の更新を図るための取組方針を示すものであり、適切に設定していると考えています。</p> <p>また、大阪府決定である『東部大阪都市計画都市再開発の方針』の変更とあわせて、枚方市において市決定である第一種市街地再開発事業、地区計画、道路等の都市計画の案が策定されており、今回の公聴会のご意見について、枚方市と再度協議を行ったうえで、必要な手続きを進めてまいります。</p> <p>なお、今後、『東部大阪都市計画都市再開発の方針』の目標に基づき、市街地再開発事業が進められるものと考えます。</p>

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の手続きは、公述申出は説明会から14日間、公聴会は公述申出から20日間、市民が調査研究をする時間が3か月は必要である。ましてや今回は大阪府知事選挙、大阪府議会議員選挙の翌日の公聴会であり、公聴会は6月上旬まで延期すべきである。</li> <li>・枚方市の市駅周辺・新市庁舎整備計画（①～⑤街区）の開発と密接に関係しているものであるが、昨年12月市議会に明らかにされた市駅周辺整備計画素案では、新町の府公社枚方団地の跡地は、ほとんど駐車場になる予定である。</li> <li>・三角地の多くの土地を占める京阪電鉄所有地にビル等を建てる計画は企業のためだと疑わざるを得ない。この三角地の容積率600%であるが、高架部分等を除いた残余の三角地には、容積率600%を超える高さの建物が建てられることになると考えている。その他の地区も同様、容積率450%に緩和をされており、450%を超える建物が建てられることが考えられる。このことについて、大阪府としての考えをお答えいただきたい。</li> <li>・市駅周辺と新庁舎のあり方も同時に考えていかなければ、市駅周辺に同じ機能が集中することになり、逆に、必要な機能が欠落することになってくるのではと危惧する。計画の年度内作成を誰よりも望んでいるのは市長であり、その市長の思いがこのような無理なスケジュールにつながっているのではないか。</li> <li>・市役所移転には、3分の2の市議会議員の賛成での条例改正が必要である。市議会の合意もまだなされていない。現在、市役所が建っている付近の大ホール跡地に建設すべきと考えている。</li> <li>・③街区の都市計画決定は、都市計画案を作成するに当たって、市民への事前の説明会や、市民の意見も聞かず、手続が進められており、①街区から⑤街区までの一体的な検討、整備計画を立てるべきだと思う。</li> <li>・③街区周辺道路計画だけではなく、①街区～⑤街区周辺の現況交通量、将来交通量を公表し、市民の合意をはかるべきである。</li> <li>・③街区だけで市は75億円の予算を計画しているが、内容を公表し市民の合意を図っていくべきである。</li> <li>・④街区には、高層マンションが計画されているが、人口減少、高齢化の中で入居者があるのか。このようなことはどのように検討されているのか、検討内容を公表すべきではないか。</li> <li>・天野川左岸の堤防沿いを掘削し道路計画をおこなっているが、この安全性などが明らかにされていない。堤防の強度など防災上の観点からも問題である。</li> <li>・市駅周辺整備は土地の多くを占める京阪電鉄だけのものではない。市駅を利用する広い市民の意見を聞く場を設け、広く市民向けの説明会を開催するべきである。市民合意が形成されてから、都市計画を行うように、強く求める。</li> </ul>	<p>都市再開の方針は、再開の適切な誘導と計画的な推進を図ることを目的としており、地域の拠点のうち基盤施設が未整備で十分に都市機能が発揮されていない地区や土地の高度利用を図るべき地区において、高度利用や都市機能の更新を図るための取組方針を示すものであり、適切に設定していると考えています。</p> <p>また、大阪府決定である『東部大阪都市計画都市再開の方針』の変更とあわせて、枚方市において市決定である第一種市街地再開事業、地区計画、道路等の都市計画の案が策定されており、今回の公聴会のご意見について、枚方市と再度協議を行ったうえで、必要な手続きを進めてまいります。</p> <p>なお、都市計画公聴会の手続きについては、都市計画法第16条及び大阪府都市計画公聴会規則に基づき適切に行っております。</p>

